

2020年度「基礎研修Ⅰ」受講者募集のお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成24年度から新基礎研修を開始しております。その内容は、基礎研修Ⅰ～Ⅲに分けられ、3年間かけて社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学ぶものです。今回、日本社会福祉士会の監修のもと基礎研修Ⅰを開催いたします。この研修は、入会申込中の方も受講できますのでどうぞお申し込みください。

期 間	2020年5月～2021年2月（事前課題の期間を含む） 全2日間
研修時間	受付 9:00 研修 9:30～17:00（終了時間については、若干の変更があり得ます。）
ねらい	社会福祉士としての自覚を促すとともに実践の基礎となる価値・知識・技術について理解する
募集人数	60名
受講費	会員：5,000円 非会員：20,000円 ※別途、テキスト及びワークブック代4,000円が必要です。（送料含む）（日本社会福祉士会 監修 作成）
会 場	一般社団法人千葉県経営者会館 〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 ※変更になる場合もございます。

※受講が決定した方には「受講決定通知書」「受講費振込方法」「受講証」「事前課題提出のお願い」「基礎研修受講手引き」を発送し、入金確認後、テキスト及びワークブックを発送いたします。
(お申込みをされた方で、6/13(土)までに「受講決定通知書」が届かない場合は、早急に事務局までご連絡ください。)

重要！受講費入金後・講座途中のキャンセルについて返金はいたしませんのでご了承ください。

2020年度 基礎研修Ⅰ 受講申込書 2020年5月20日(水)申込締切

この申込書に必要事項を記載しファックス送信してください。同内容を記載し、Eメールでお送りいただいても構いません。
(入会申込中の方もお申込みいただけます。)

ふりがな 氏 名		TEL	(日中連絡のつく電話番号・携帯番号等)
住 所	〒		
会員番号	入会手続き中の方(入会申込月)：	月	社会福祉士 登録番号
勤務先名	TEL		

★昨年度、基礎研修Ⅰを途中まで受講された方は受講証(両面)のコピーを必ず添付してください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局
〒260-0026 千葉市中央区千葉港7番1号 塚本千葉第5ビル3階
TEL:043-238-2866 FAX:043-238-2867 E-mail:office@cswchiba.com

2020年度 基礎研修Ⅰ 開催要項

開催スケジュール（※変更になる場合もございます。） 研修時間 9:30～17:00

	日 程		科 目 ・ 講 義 内 容
事前課題	提出期限 7月24日(金)	課題作成	生涯研修制度独自科目 事前課題1:「社会福祉士の役割を考える」1200字程度 ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 事前課題1:「社会福祉士としての専門性について考える」800字程度 ☆重要！『事前課題』の提出がない場合、集合研修①は受講できません。
集合研修①	9月12日(土)	講義	生涯研修制度独自科目 「社会福祉士会のあゆみ」 「日本社会福祉士会・都道府県社会福祉士会の組織」 「生涯研修制度」
		演習	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 「社会福祉士としての専門性について考える」 ☆集合研修①を欠席した場合、それ以後の受講はできません。 ☆集合研修①は、所属県士会での受講となります。
事前課題 (中間)	提出期限 12月4日(金)	課題作成	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 事前課題2:「社会福祉士に共通する専門性の理解」1200字程度 事前課題3:「所属組織のソーシャルワーク実践について学ぶ」1200字程度 事前課題4:「所属組織以外のソーシャルワーク実践について学ぶ」1200字程度×2項目 権利擁護・法学系科目Ⅰ 事前課題1:「倫理綱領・行動規範の理解」1200字程度×2項目 ☆重要！『事前(中間)課題』の提出がない場合、集合研修②は受講できません。
集合研修②	2021年 2月7日(日)	講義	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 「社会福祉士に共通する専門性の理解」
		講義・演習	権利擁護・法学系科目Ⅰ 「倫理綱領・行動規範の理解」 「社会福祉士の倫理綱領の実践適用」

【注意事項】

- ・補講はありません。原則、千葉県での受講をお願い致します。但し、どうしても調整できない場合は、早目に研修担当スタッフにご相談ください。
- ・集合研修①は、所属県士会での受講となります。
- ・集合研修②については、他県で開催されている研修に振替をすることが可能です。
- ・基礎研修Ⅰの修了要件は、全ての集合研修へ出席(15分以上の遅刻・早退及び途中退席不可)、事前課題を提出し判定基準に達している必要があります。

◎基礎研修は、8つの認証科目で構成されており、認定社会福祉制度の単位とするためには、基礎研修Ⅰ受講開始から6年以内に基礎研修Ⅲまで修了する必要があります。